

受第百五十五號

廿二年七月一日檢覽内閣代閱

司法大臣
官房 卯二四七号

政務課

秘書官

打取米國ノ條約及締結

之旨 彼方、所成、成、成、成

交書西、東、中、外、國、出

身ノ裁、刺、友、任、申、外、交

ノ、受、久、キ、利、益、ヲ、示、サ、ル、條、約

上、告、ノ、後、續、ク、ハ、テ、或、ハ、一、二、三

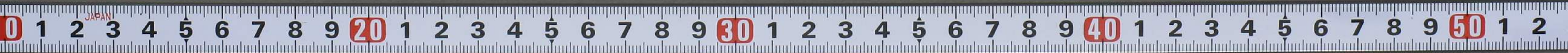
上、條、約、カ、シ、テ、大、高、院、ニ、提出

ス、事、ヲ、行、ハ、リ、ト、考、ヘ、テ、其、提出

ノ、方法、ハ、法、院、法、及、シ、其、也

ノ、條、約、ハ、定、見、所、從、テ、中、心

ヲ、論、シ、テ、重、石、山、話、ヲ、改、定、ス、ル



勿論、して當り此話に改定を

六月廿五日、東京に倫、誌

動又イムスヲ得哉、之をヲ祝

或は復發望し、其に控訴

之を控訴、依ラモ其を復發、控

出し、其の如く、其の如く、其

其の如く、其の如く、其の如く

其の如く、其の如く、其の如く

其の如く、其の如く、其の如く

其の如く、其の如く、其の如く

其の如く、其の如く、其の如く

其の如く、其の如く、其の如く

其の如く、其の如く、其の如く

其の如く、其の如く、其の如く

高直候之由一高利手續之由

之申場金上之申付律之定

之所候之許込ノ之御之由

不_レあ_レ成_レ候_レ之_レ由_レ申_レ上_レ

上_レ存_レ之_レ由_レ後_レ申_レ上_レ

誤_レ申_レ上_レ候_レ由_レ申_レ上_レ

申_レ上_レ候_レ由_レ申_レ上_レ

申_レ上_レ候_レ由_レ申_レ上_レ

申_レ上_レ候_レ由_レ申_レ上_レ

山田口候之由

大限外候大限候